

神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会 公募委員募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会規則第3条の規定に基づき知事が委嘱する委員のうち、公募する委員（以下「公募委員」という。）の選考について必要な事項を定める。

(公募委員の募集)

第2条 公募委員の募集人数は、2名とする。

2 募集対象者は、令和5年4月1日現在満18歳以上で県内に在住又は在勤している中小企業・小規模企業者における会社役員、個人事業主及び従業員とし、日本語のできる外国籍県民を含むものとする。

なお、県職員、県職員であった者、県議会議員並びに、委嘱予定日現在で当審議会を含む県の附属機関の委員及び懇話会・協議会等の構成員である者については、対象から除くものとする。

3 募集は、応募者本人が記入した「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会公募委員申込書」（別紙）及び別途指定する中小企業・小規模企業の振興に関する論文を、郵送等で中小企業支援課に提出することにより行う。なお、論文の提出様式は原則自由とし、字数は1000字以内とする。

4 募集期間は令和5年4月14日から同年5月2日までとする。

(公募委員の選考方法)

第3条 公募委員の選考は、前条第3項の規定により提出された応募書類による書類選考及び面接選考により実施する。

(選考委員の選任)

第4条 公募委員を選考するときは、選考委員を選任して、行うものとする。

(選考委員の構成)

第5条 選考委員は、中小企業部長、中小企業支援課長及び中小企業支援課副課長をもってあてる。

2 選考委員の中に、選考委員長を置く。

3 選考委員長は、中小企業部長をもってあてる。

4 選考の庶務は、中小企業支援課において行う。

(選考)

第6条 公募委員は、募集人数の範囲内で、選考委員の合議により選考する。その場合、公募委員が任期途中で辞任する場合を想定して、併せて補欠を選考することができるものとする。

(選考結果の通知)

第7条 公募委員の選考結果については、選考後応募者全員に速やかに通知するものとする。なお、選考過程、選考結果の内容については、開示しない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、選考の議事その他の運営に関し、必要な事項は、選考委員長が他の選考委員に諮り定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月10日から施行する。

(別紙)

神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会 公募委員申込書

ふりがな	
氏名	
年齢	歳 (令和5年4月1日現在)
職業・勤務先等	職業
	勤務先の所在地及び名称 〒 ー 名称:
自宅住所	〒 ー
連絡先	※必ず連絡の取れる番号をご記入ください。 電話番号 自宅: () ー 携帯: () ー
	電子メールアドレス
<p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none">○ 論文「社会経済状況が変化する中で必要となる中小企業・小規模企業支援について」(A4横書き・1000字以内)を添付してください。○ 原則、全会議に出席できる方が対象です。○ 選考過程、選考結果の内容に関する問合せはお受けできません。	